

令和 3年 5月12日

福島県知事
内堀 雅雄 様

凍霜害に関する
緊急要望書

福島県議会県民連合議員会
会長 瓜生 信一郎

要 望 書

本県の果樹は桃を中心に国内外からの評価も高く、売上高、品質においても全国トップレベルであります。

しかしながら、令和3年4月10日、11日、15日の凍霜害により、中通りと会津地方の県内8市6町1村で、果樹などに被害が発生しました。今年の温暖な気候により、例年より早く花が咲いたところに10日からの冷え込みが襲い被害が拡大しました。

県発表の速報値による被害状況は、被害面積530ヘクタール、被害額10億8201万円に上り、記録の残る1980年（昭和55年）以降で過去2番目の被害額となっています。

今回の霜害により、農作物の収穫量の減少や品質の低下など、農家所得の減少が危惧されます。県においては市町村やJAなどと連携し、被害状況の把握に努め、被害農家への支援を含めた対策の徹底が必要です。

つきましては、下記について、万全の対策を講ずるよう強く求めます。

記

- 1 被害を受けた農家の営農継続を図るため、必要な技術支援を強化すること。
- 2 農作物の生産確保を図るため、樹勢の維持・回復のための肥料購入、品質確保を図るための病虫害防除用の農薬購入に対する支援策を講ずること。
- 3 被害農家の経営安定に向けて、農家経営安定資金を融通し、利子補給などの措置を講ずること。
- 4 次期作継続に向けて、燃焼資材の購入や防霜ファンの導入など、防霜対策への支援の充実強化を図ること。

以上